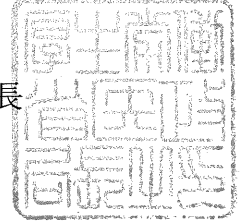


医政発 1002 第 4 号
平成 24 年 10 月 2 日

各 { 都道府県知事
保健所を設置する市の市長
特別区区長 } 殿

厚生労働省医政局長



歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針について（通知）

歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 145 号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとされたところである。

改正省令の施行に伴い、「歯科技工所の構造設備基準及び歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針について」（平成 17 年 3 月 18 日付医政発 0318003 号医政局長通知）を平成 25 年 4 月 1 日に廃止し、新たに別紙のとおり、「歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針」を定め、同日より施行することとしたので、十分御了知の上、関係者に対する周知等その円滑な施行について御配慮を願いたい。

